



射水市商店街等新規出店 支援事業補助金について

- ◎ 本市における地域商店街等の地域や空き店舗に新規に出店する場合、又は事業承継後、店舗改装等が必要な場合に、店舗の改装等に係る経費の一部を助成することにより、活力あるまちづくりと地域商店街等の振興を図ります。

1. 補助内容

補助対象者	補助対象地域	補助対象経費(消費税は除きます)	補助率	補助限度額
○新規に出店する事業者又は1年以内に出店した事業者 ○申請した日の属する会計年度以降2年以上、当該店舗等において、営業を行う意思がある者 ○その他、注意事項のとおり	中新湊商店街、立町商店街、紺屋町商店街、東新町商店街、西新町商店街、小杉駅前商店街、荒町商盛會、千成商店街、大門商店街等	(1) 機械設備費、器具工具備品費、構築物費(土地の取得、自動車の取得は除く。) (2) 店舗新築及び改装費(DIYは不可) (3) 店舗等賃借料。ただし、駐車場代は除く。 【下記に該当する場合は対象外です。】 ・申請者本人又は申請者の3親等以内の者が所有 ・申請者の2親等以内の者が代表者である法人が所有 ・住居部分に係る費用 ・敷金、礼金、保証金、仲介手数料、保険料 (4) 広告宣伝費 (5) その他特に必要と認められる経費 備品購入費は、一万円以上(税抜)とする。	1/2 以内	100 万円 * 創業者については、要件を満たした場合、限度額を30万円増額(注6)

2. 注意事項

- (1) 当該出店について、国又は県等から関連する補助金等の交付を受ける場合は、本補助金の対象とならない場合がありますので、事前にご相談ください。
- (2) 補助申請は、必ず補助事業着手前に手続きをしてください。(着手後の申請はできません。) また、当該補助申請前に支払いが完了したものについては、補助対象経費になりません。
- (3) 補助対象経費に消費税は含みません。
- (4) 対象業種は、小売業、飲食店又はサービス業であって、事務所、施設等に類するものを除き、店舗が所在する商店街等の店舗構成に適した業種とし、公序良俗に反しないものとします。また、出店する店舗は年代や性別等を問わず、幅広く市民や来訪者が利用できるものとします。
- (5) 市税及び早期完済保証料助成金返還金を滞納している場合は、補助金を交付することができません。
- (6) 申請年度内に創業する方、又は創業の日から2年を経過しない方で、特定創業支援事業の証明を有する方が上記エリアに出店される場合は、補助限度額を30万円引き上げます。
- (7) 本補助事業の申請は、年度内1回までです。
- (8) 補助事業終了後、当該年度を含め3年間は状況報告書の提出が必要です。

→裏面もご確認ください。

3. 申請方法

補助要綱に基づき、申請書類を作成の上、下記までご提出ください。また、②商店街等新規出店支援事業計画書（様式第1号）、及び④商工団体の推薦書（様式第3号）については、補助申請前に射水商工会議所又は射水市商工会から認定を受けてください。

【提出書類】※様式は、市ホームページよりダウンロードできます。

- ① 補助金等交付申請書
- ② 商店街等新規出店支援事業計画書（様式第1号）
- ③ 交付申請額算出内訳書（様式第2号）
- ④ 商工団体の推薦書（様式第3号）
- ⑤ 射水市商店街等新規出店支援事業補助金利用に関する誓約書（様式第4号）
- ⑥ 市税完納証明書（本庁舎、各地区センターで取得できます。）
- ⑦ 営業の許認可証の写し
- ⑧ 開業の届出書の写し（創業者）
- ⑨ 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し（創業者）
- ⑩ その他市長が必要と認める書類
（経費に係る見積書、事業所所在地のわかる地図、住民票、登記事項証明書 等）

4. 提出・お問い合わせ先

〒939-0341 富山県射水市三ヶ 2602 番地（アル・プラザ小杉 2 階 Switch IMIZU 内）

射水市役所 商工企業立地課 商工労政係 TEL：0766-51-6675 FAX：0766-57-1105

メールアドレス：kigyoush@city.imizu.lg.jp

ホームページURL：

<http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=10175>

